

イギリスにおける金融構造の変化と自己資本比率規制の導入過程の検証：
イングランド銀行アーカイブ資料に基づいて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学経営学会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): 自己資本比率規制, 金融構造の変化, 金融危機, インフレ キーワード (En): 作成者: 北野, 友士 メールアドレス: 所属: 金沢星稜大学
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2000829

Title	イギリスにおける金融構造の変化と自己資本比率規制の導入過程の検証： イングランド銀行アーカイブ資料に基づいて
Author	北野, 友士
Citation	経営研究. 67(4); 1-19
Issue Date	2017-02
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

イギリスにおける金融構造の変化と 自己資本比率規制の導入過程の検証

—— イングランド銀行アーカイブ資料に基づいて ——

北 野 友 士

- 1 はじめに
- 2 自己資本比率規制の導入過程
- 3 イギリスの金融構造の変化と自己資本比率規制
- 4 アーカイブ資料に基づく自己資本比率規制の導入経緯の検証
- 5 むすびにかえて

1 はじめに

初めての国際的な自己資本比率規制としてバーゼルⅠが1988年に成立して四半世紀を超えたことになるが、金融機関に対する自己資本比率規制は大きな転換期を迎えている。2007年のサブプライムローン問題の顕在化を端緒とする一連の金融危機は、従来の自己資本比率規制のあり方では金融危機を防げないことを明らかにした。また金融危機の発生後、自己資本不足に陥った銀行に対して、政府部門が資本注入などの対応に迫られた結果、ソブリンリスクの顕在化の一因になるなど、自己資本比率規制が金融システムの安定を脅かすリスクに対して適切な処方箋となりえていないことは明らかである¹⁾。2010年にはバーゼルⅢが公表されたが、そのバーゼルⅢもソブリンリスクを考慮できておらず、既にさまざまな見直し議論が進められている。

ところで結局、危機を防ぐこともできず、危機発生時に有効に機能しなかったといわざるを得ない自己資本比率規制の役割とは何だったのであろうか。成立した当初のバーゼルⅠには、国際的な金融システムの安定と、競争条件の同一化という2つの目的があった。そのバーゼルⅠの目的を設定する上で大きな影響を与えた要因が、1980年代初頭に起きた南米の債務危機であった。つまり途上国での金融危機が念頭にあったことになる²⁾。しかしながら、今次の金融危機の震源地は先進国であった。もちろん、バーゼルⅠからバーゼルⅡへと至る過程では、先進国の金融機関を想定した金融規制監督の手段へと発展したが、どこかで先進国での金融危機を想定しきれていなかったように思われる。

そこで本稿は、バーゼルⅠの成立に大きな影響を与えたイギリスにおける自己資本比率規制

キーワード：自己資本比率規制、金融構造の変化、金融危機、インフレ

の導入時の議論を検証する。イギリスが自己資本比率規制を初めて導入したのが1975年であり、既に40年以上が経過していることを考えると、現代へのインプリケーションは限定的かもしれない。しかしながら、世界屈指の金融市場であるロンドンを有する一方で、その時点で既に英国病とまで揶揄されるほど成熟国としてさまざまな問題を抱えていたイギリスが、どのような議論を経て自己資本比率規制を導入したか、という歴史的な検証は、重要な意義を持つと思われる。第2節では、自己資本比率規制の導入過程に関する先行研究をレビューし、本稿の問題意識を明確化する。第3節では、イギリスにおける自己資本比率規制の特徴と、その特徴に影響を与えた金融構造の変化について考察する。第4節では、イギリスにおける自己資本比率規制の導入過程について、イングランド銀行のアーカイブで収集した資料に基づいて検証する。第5節では、第4節までの内容をまとめ、今後の課題を示したい。

2 自己資本比率規制の導入課程

本節では先行研究に基づき、自己資本比率規制が導入された過程を考察し、次節以降の検証につなげる。

2.1 先行研究

自己資本比率規制が導入された過程や背景についてはすでにさまざまな先行研究が存在する。国際的な自己資本比率規制であるバーゼルⅠの成立過程を研究したものについては、氷見野(2005)や渡部(2012)がある。特に渡部(2012)は国内外の幅広い先行研究を踏まえたうえで、国際決済銀行などの一次資料に基づいて、バーゼル銀行監督委員会における意思決定過程(バーゼルプロセス)に着目しながらバーゼルⅠ成立の過程を明らかにしている。わが国における自己資本比率規制が、実質的にバーゼルⅠへの参加を契機に導入されたことを考慮すると、これらの研究の持つわが国への示唆は非常に大きい。

また各国における自己資本比率規制の導入に関する研究もある。米国における導入については鳥畑(1995)がある。ドイツにおける導入については山村・三田村(2005)がある。イギリスについては北野(2007a)がある。これらの研究はそれぞれのバーゼル銀行監督委員会の参加国において、どのような過程を経て自己資本比率規制が導入されたかを検証しており、各国の主張などがバーゼル合意にどのように反映されたかを考えるうえで重要である。

2.2 本稿の問題意識

前項で確認した内容を整理すると、各国のさまざまな議論を経た自己資本比率規制がバーゼルⅠに影響を与え、そのバーゼルⅠがわが国に導入されたということが指摘できる。見方を変えれば、バーゼルⅠに最も影響を与えた国が、間接的にわが国の自己資本比率規制に最も影響を与えた国ということになる。渡部(2012)はバーゼルプロセスが生じる過程で、初期の段階

においてイギリスが積極的な役割を果たしたことを指摘している。Kapstein (1991) も当時のアメリカとイギリスが置かれていた立場から、両国がバーゼル合意成立に向けて積極的な役割を果たしたことを指摘している。共通しているのはイギリスが積極的な役割を果たしたということであり、その背景として指摘されるのが、当時の EC において進んでいた自己資本比率規制の導入に関する議論において主導権を握ろうとしたことである。

それではなぜイギリスは主導権を握ろうとしたのであろうか。EU からの離脱（Brexit）を決定した 2016 年 6 月 23 日の国民投票における民意からも分かるように、伝統的にイギリスにはヨーロッパ懐疑論が存在しており、そうした文脈から理解することも可能であろう。また現実的な理由として、鹿兒嶋（2000）は 1980 年代当時のイギリスが自己資本比率規制上、永久劣後債を自己資本に組み入れていたにもかかわらず、EC 諸国が 1986 年 9 月 27 日に出した「金融機関の自己資本に関する委員会指令の提案」では、永久劣後債が自己資本に算入されなかったことを指摘している³⁾。しかしながら、北野（2007a）や北野（2007b）、北野（2010）でも指摘したとおり、イギリスにおける自己資本比率規制は当時のイギリスが直面していたさまざまな金融上の課題に対処するために導入されていた。単なるヨーロッパ大陸諸国との主導権争いとしてイギリスの行動をとらえるのは、本質的な見方とはいえない。一方で、北野（2007a）や北野（2007b）、北野（2010）では公表された文書の内容と、そこで指摘されていた経済的な背景との関連性などを検証したが、資料の制約もあって当時のイギリスにおける経済的な背景をどのようにとらえて、自己資本比率規制の導入に至ったか、という規制監督当局の議論を考察できていない。

そこで本稿ではイングランド銀行のアーカイブで収集した一次資料に基づき、当時非公開とされた議論などを考察し、イギリスにおける自己資本比率規制の導入課程を再検証する。

3 イギリスの金融構造の変化と自己資本比率規制

本節ではまずイギリスにおける自己資本比率規制の特徴を再確認したうえで、自己資本比率規制導入の背景である 1960 年代から 1990 年代初頭にかけての金融構造の変化について考察する。なお金融構造の変化は、並行市場の発展、マネーストックの増大、政府部門の肥大化という 3 つの観点からとらえる。

3.1 イギリスの自己資本比率規制の特徴

ここではまずイギリスにおける自己資本比率規制の特徴を再確認しておきたい⁴⁾。イギリスでは 1970 年代前半に起きた Secondary banking crisis（第二銀行危機）を経て、金融機関の規制監督を強化する方向性が打ち出された。そして 1975 年にイングランド銀行が“The capital and liquidity adequacy of banks”（以下、75 年基準）を公表した。75 年基準は自己資本と流動資産の充実を図ることで、金融機関の健全性の強化を目指すものであった。ただし、75

年基準は信用リスクのみならず強制売却リスク（forced sale risk）を考慮するなど画期的な内容を含むものの、公表された内容だけではどのように各金融機関の自己資本を計測するか、という点については不明確であった。その後、1979年に銀行法が成立し、イングランド銀行による銀行監督権限が法制化された。それを受けて、1980年にはイングランド銀行が“The measurement of capital”（以下、80年基準）を公表し、のちのバーゼル合意に見られるようなリスクウェイト方式の自己資本比率の計測手法が採用された。

北野（2007a）で指摘した80年基準の特徴は、（1）信用リスクのみならず、投資リスクおよび強制売却リスクを反映している、（2）所有不動産や非連結子会社に対する貸付等のリスクウェイトが100%超となっている、（3）最低所要自己資本がない、（4）国債のリスクウェイトが相対的に高い、という4つである。北野（2007a）ではこれらの特徴が形成された背景として、第二銀行危機という不動産バブルとその崩壊を防げなかったこと、一律の自己資本比率を設定することが不合理と考えられたこと、国債の大量発行が招くインフレに対処すること、などの目的があったことを指摘した。その後、イギリスでは1988年にバーゼル合意が成立したことをを受けて、1989年1月に“Implementation of The Basle Convergence Agreement in The United Kingdom”（以下、88年基準）という国内における適用基準を公表した。88年基準はむろんバーゼル合意の内容を踏まえてのものであるが、金融機関による国債の保有に対してリスクウェイトを課し、また自己資本比率8%をベースラインとしつつ金融機関の個別性を考慮した比率を監督上設定するなど、80年基準の特徴を受け継いでいる。

以上のイギリスにおける自己資本比率規制の導入、形成、発展という過程を踏まえて、以下本節ではその背景としての1960年代から1990年代初頭⁵⁾にかけての金融市場の構造的な変化を考察する。

3.2 並行市場の発展と第二銀行危機

1970年前後のイギリスにおける金融構造の変化については、既に北野（2007a）で指摘したように、従来の伝統的な市場が衰退し、並行市場が発展した⁶⁾。表1のとおり、ロンドンの金融市場の中心であった手形交換所加盟銀行の預金量が微増傾向にとどまる中で、非加盟銀行（並行市場、あるいは第二銀行とも呼ばれる）の預金量が大きく増加し、1969年には預金量が逆転している。また表1からは非加盟銀行の規模拡大の原動力が、英国銀行および非居住者による外貨建て預金の急増であることも読み取れる。

金融市場において第二銀行が存在感を増す中で、1970年代前半には不動産価格が高騰し、バブルが生じた。図1から明らかなように、1970年代前半は住宅価格が急騰し、特に1972年と1973年には年間の住宅価格の上昇率が30%を超えている。しかしながら、その後急激に上昇率が低下してバブルが崩壊し、いわゆる第二銀行危機が起きた。北野（2007a）でも指摘したように、第二銀行危機はイギリスにおける自己資本比率規制の導入の原動力といえる⁷⁾。

表 1 ロンドン手形交換所の非加盟銀行の負債の推移

(単位：100 万ポンド)

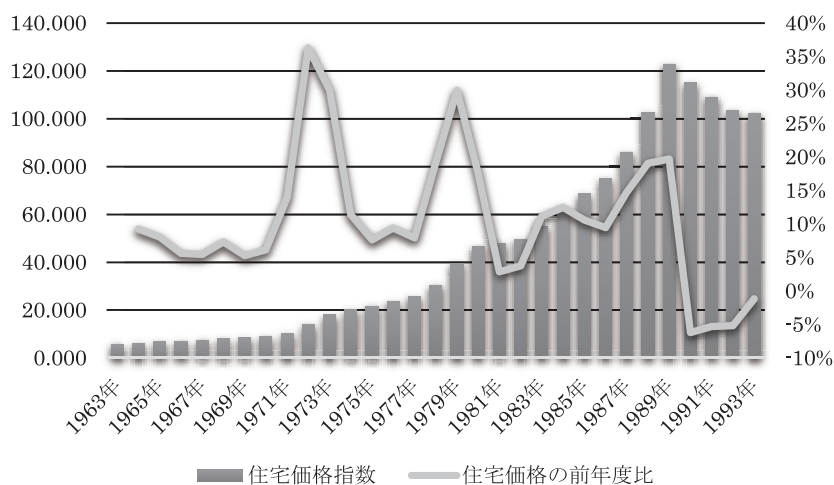
	1966 年 12 月	1967 年 12 月	1968 年 12 月	1969 年 12 月
負債				
預金：				
英国銀行				
ポンド建	484	736	1,059	1,483
外貨建	920	1,575	1,947	4,116
他の英国居住者				
ポンド建	1,159	1,571	1,939	2,103
外貨建	122	219	277	397
非居住者				
ポンド建	1,250	1,186	1,084	1,080
外貨建	2,793	4,061	6,523	10,484
預金合計	6,727	9,348	12,828	19,663
CD				
ポンド建	-	-	165	442
ドル建	81	249	597	1,541
合計	6,807	9,597	13,591	21,647
加盟銀行の預金総額	9,501	10,262	10,736	10,724

注) 1967 年の金額は、1967 年 11 月 18 日のポンド切り下げを反映している。

原典) Bank of England, 1970, pp. 490-493; Wadsworth, 1973, p. 186 より作成。

出所) 北野 (2007a) を一部改変のうえ引用

図 1 イギリスにおける不動産価格の推移



注 1) 住額価格指数（左軸）は Nationwide House Price Index であり、1993 年の第 1 四半期が 100 となる指数である。

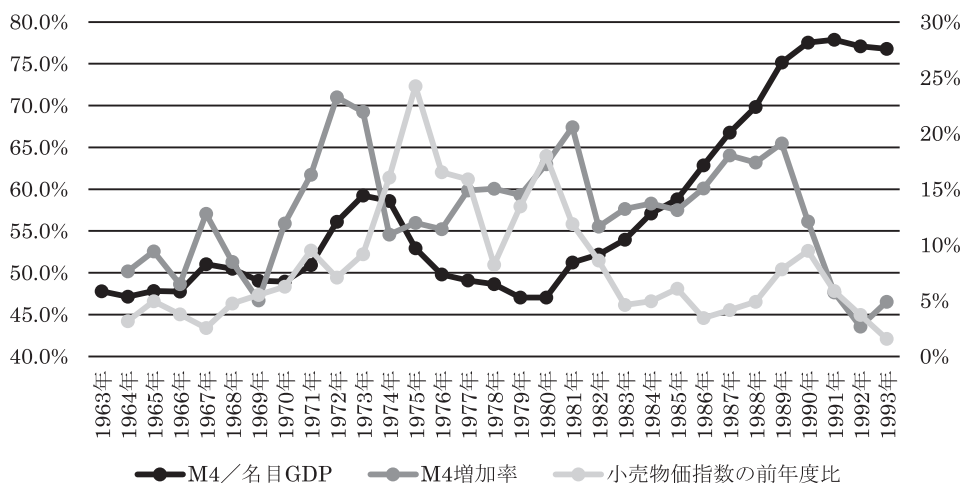
注 2) 住宅価格の前年度比（右軸）は住宅価格指数から算定している。

出所) Hills *et. al.* (2014) の Data Annex に基づいて筆者作成。

3.3 マネーストックの増加とインフレ率の増大

北野 (2007a) で考察したように、75 年基準では金融機関のバランスシートの膨張 (inflation) にイングランド銀行が関心を寄せていた。そこでここではマネーストックの動きについて図 2 で確認したい。対 GDP 比でみたマネーストックについては、1966 年ぐらいまでは 40% 台後半で安定的に推移していたものが、1960 年代末頃から 50% 台を記録する年が現れ、1970 年代前半のいわゆる第二銀行危機時には一気に 60% 近くまで増加しているのが読み取れる。その後、1970 年代後半には低下傾向を見せるものの 1980 年頃を境にして、ほぼ一貫して増加している。またマネーストックの増加率そのものも確認しておく、やはり 1970 年代前半に急激な伸びを見せ、その後にはやや伸び率が鈍化しているが、1980 年前後と 1980 年代後半に大きく増加した後で、再び低下している。さらに小売物価指数の動きについては期間全体を通してほぼ 5% を上回っており、1970 年代半ばから後半にかけて非常に高いインフレ率を記録している。

図 2 マネーストック (M4) およびインフレ率の推移



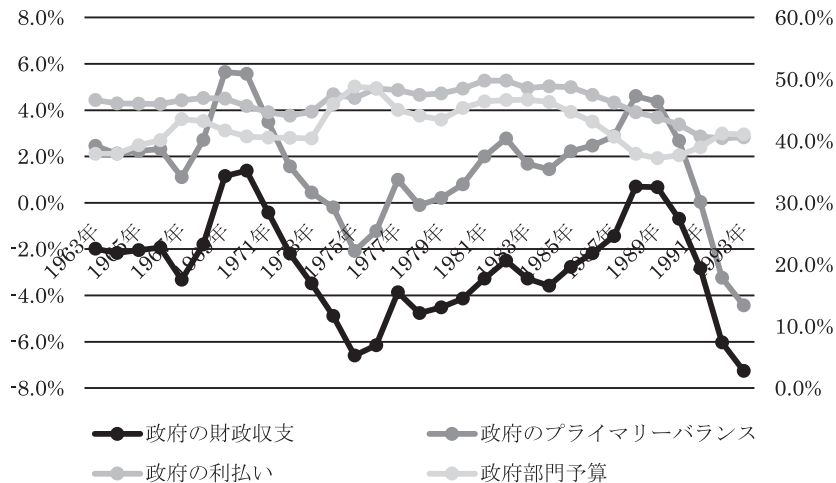
注) M4 の対 GDP 比は左軸、M4 の増加率および小売物価指数の前年度比は右軸である。
出所) Hills *et. al.* (2014) の Data Annex に基づいて筆者作成。

ここでマネーストックとインフレ率との関係性を見てみると、1970 年代初頭までは比較的連動しているが、その後はほぼ連動性を失っている。つまり、1970 年代以降はマネーストックの増加を抑え込むことが難しくなった一方で、仮にマネーストックの伸びを抑えたとしてもインフレ率への影響が非常に限定的なものとなっていることがわかる。

3.4 政府部門の肥大化と財政赤字

既述のとおり、80 年基準では金融機関による国債の保有に対してリスクウェイトを課すな

図3 政府部門の各指標の推移

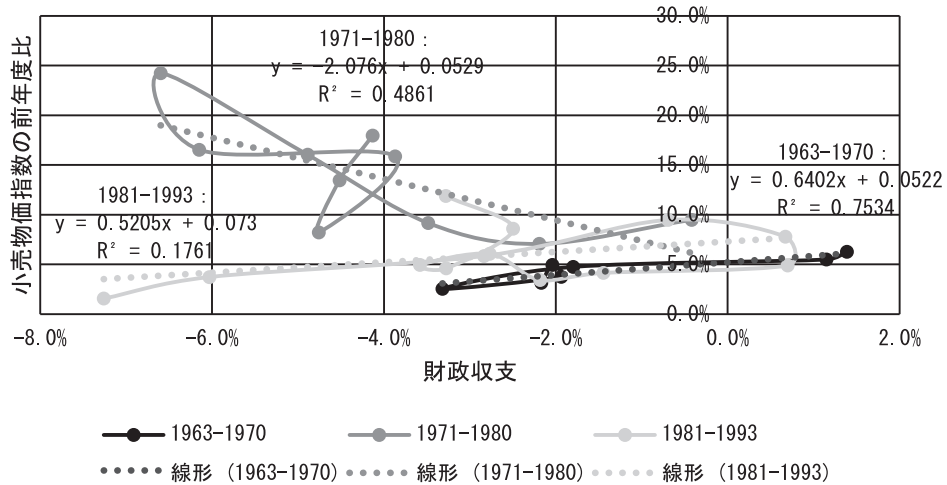


注) 数値はすべて対名目 GDP 比であり、また政府部門予算のみ右軸である。
出所) Hills et. al. (2014) の Data Annex に基づいて筆者作成。

ど、政府部門との関係にも関心を寄せていた。そこで、政府部門の動きについても図3で確認してみよう。まず政府の財政収支は1963年から1993年の期間において、1970年前後と1990年前後のごくわずかな期間を除いて、ほぼ財政赤字が続いているのが分かる。特に第二銀行危機の対応に追われた1975年前後の期間と、ボンド危機に見舞われた1990年代初頭の時期に大きく財政赤字が膨らんでいる。ただし、基礎的財政収支（プライマリーバランス）で見ると、その2つの危機時を除いてほぼ一貫して黒字を維持していたこともわかる。そして財政赤字の大きな要因となっていたのが、政府部門による利払いである。例えば、1963年の対名目GDP比の数字を見ると、プライマリーバランスが2.5%の黒字であるにもかかわらず、利払いが4.4%にも上った結果、財政収支は2.0%の赤字となっている。また対GDP比でみた政府部門予算については、1966年ぐらいまでは30%台後半で推移していたが、1960年代末ごろには40%を超えるようになり、1974年まではやや低下傾向を見せた。しかしながら、第二銀行危機の対応に追われた1974年以降は政府部門予算の対GDP比が40%台後半に跳ね上がり、その傾向は1980年代半ばまで続くことになった。ただしその後、政府部門予算の対GDP比は40%前後ではほぼ安定的に推移し、2013年でも43.9%となっており、比較的小さな政府を維持している⁸⁾。北野（2007a）でも当時のイギリスにおける国債の大量発行と、金利の上昇の問題は指摘したが、利払いが財政赤字の主要因となるほどの規模であったことが図3から読み取れる。ただし、政府の利払いは1980年代初頭をピークに低下傾向を見せており、財政健全化へ向けた取り組みが行われたこともみて取れる。

ところで北野（2007a）や北野（2016）でも指摘した通り、イギリスでは1970年代の高イ

図4 年代別の財政収支とインフレ率との関係



出所) Hills *et. al.* (2014) の Data Annex に基づいて筆者作成。

インフレの要因として、PSBR (Public sector borrowing requirement, 公的部門借入必要額) の問題が指摘されていた。そこで、政府部門の活動とインフレ率との関係についても確認しておきたい。図4は財政収支とインフレ率との関係を年代別にプロットしたものである。まず1960年代は財政収支とインフレ率との間に緩やかな正の相関関係が見られる。おそらくはインフレ率が高まると、名目的な税収が増えるという形で影響を与えていたのであろう。これに対し、1970年代になると負の相関関係が見られるようになる。1970年代は一貫して財政赤字を記録しており、政府による資金調達が高進にインフレ率の高進に影響を与えた可能性が見取れる。しかしながら財政再建に取り組んだ1980年代になると、明確な関係性は見られなくなっている。

3.5 金融構造の変化と自己資本比率規制

本節でここまで確認してきたように、イギリスにおいて自己資本比率規制が導入された時期は、並行市場の発展、マネーストックの増大、政府部門の肥大化という金融市場の構造的な変化が見られた時期であった。ただし、それぞれの変化は独立で起きたことではない。財政赤字はイギリスにおけるマネーストックの定義上、マネーストックの増大に直結し、また金利を上昇させることで、さらに並行市場発展の一因となっている。いずれにせよ、こうした金融構造の変化は、イギリスにおける自己資本比率規制を特徴づけるものになっている。

ただし、ここまで本節で確認した金融構造の変化が対応すべきものであったことは間違いなが、その手段が自己資本比率規制である必然性はない。例えば並行市場の発展の問題については、第二銀行を捕捉して規制監督対象とすることも可能であり、後述するように実際にその

ような動きもみられる。またマネーストックの増大や高いインフレ率への対処という意味では、本質的には金融政策にかかわる事項である。さらに政府部門の肥大化への対応という意味では、中央銀行の独立性などとも関係するため、やはり金融政策に関わるような事項であろう。にもかかわらず、これらの金融構造の変化への対応として、なぜ自己資本比率が規制監督の手段として期待されたのであろうか。次節では、イングランド銀行のアーカイブ資料に基づく自己資本比率規制導入の背景を明らかにしていきたい。

4 アーカイブ資料に基づく自己資本比率規制の導入経緯の検証

本節では、イギリスでの自己資本比率規制の導入時にどのような議論がなされたのかについて、1970年代当時に非公開とされていた一次資料に基づいて考察する。

4.1 イングランド銀行アーカイブにおける調査の概要

まず本節での考察もしくは検証に先立ち、論点整理の意味も含めて、筆者が行ったイングランド銀行アーカイブ資料の収集調査の概要を示しておきたい。筆者は2014年8月18日から8月20日の期間にイングランド銀行のアーカイブを訪れ、資料収集を行った。資料収集に際しては事前に、イングランド銀行HP内の“Bank of England Archive Catalogue”で検索を行い、重要と思われる資料は把握していた。そして実際に、イングランド銀行アーカイブにおいて自己資本比率規制の導入に関する当時の非公開資料を検索・収集した結果、重要な資料として考えられるのが表2に掲げる資料である⁹⁾。

表2をみるとまず目につくのが、自己資本比率規制が銀行法や銀行業、金融サービスと関連していることである。この点については、やはり第二銀行危機への反省から、第二銀行を規制監督対象として捕捉するなかで、自己資本比率規制が導入されたことが読み取れる。また表2をみると、イングランド銀行内のInternational Divisionがいくつかの論点で関わっているこ

表2 イングランド銀行アーカイブにおける自己資本比率規制導入に関する資料一覧

資料名	参照番号	ページ数
Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System	7A204/1	220
Banks and Bankers: Service	7A116	26
G10 Handbook on Banking Supervision	14A144/1	107
International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System	6A229/1	126
International Discussion Papers: Capitalism	8A162/1	188
The Small Monetary Model	6A160/2	174
Review of Banking Statistics	13A125	128

出所) 筆者作成

ともみてとれる。詳しくは後述するが、ロンドンという世界でも屈指の金融市場を抱えるイギリスが、金融構造の変化に起因する高いインフレ率に悩まされるなかで、どのような自己資本比率規制を導入すべきか、という点が大きな論点であった。そこで以下では、1979年に制定された銀行法と自己資本比率規制の関係、および International Division による国際比較、という2つの論点でイギリスにおける自己資本比率規制の導入過程を検証していく¹⁰⁾。

4.2 イングランド銀行への銀行監督権限の委譲と自己資本比率規制

まず本項では、イギリスにおいて自己資本比率規制が導入された経緯について、銀行法との関係から検証する¹¹⁾。イギリスにおいては、第二銀行危機を受けて銀行監督権限の問題が浮上した。つまり、第二銀行はロンドン手形交換所の加盟銀行 (primary bank) ではなかったため、イングランド銀行の監督下になく、対応が遅れたことに対する反省である¹²⁾。そして、第二銀行も含めて「銀行」の概念を整理した形で、銀行システムの中核を担う銀行 (core banking system) と、それ以外 (periphery もしくは fringe) に区別しながら、イングランド銀行に銀行の許認可権を法的に付与する必要があるとの議論がなされた。なお、イングランド銀行が銀行に認可を与えるということは、考慮すべき認可条件が必要となり、そこで出てきたのが、最低所要自己資本、健全性、銀行経営の質などであった。ただし、何らかの最低所要自己資本は必要と考えられたが、その数字は低すぎれば意味がなく、高すぎれば既存の小さな預金取扱機関を締め出すことになり、バランスに配慮する必要があるとの指摘もなされていた。つまり、イギリスにおける銀行法との関係性から見た自己資本比率規制の導入過程は、銀行の許認可に関する権限をイングランド銀行に付与する過程で、銀行監督の必要性から自己資本比率の算定が必要となったということである。また最低所要自己資本については、各金融機関への配慮から設定されなかった、ということである¹³⁾。

ここでやや補論的な位置づけにはなるが、80年基準以降のものと異なり、公表された文章から読み取れる内容が非常に少なかった75年基準について、その議論の過程について考察しておきたい。既述のとおり75年基準では、自己資本とともに流動性の充実も意図されていた。この点に関連して、“Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System”によると、当時の銀行のバランスシートを評価する指標として、次の4つがあったという。まず1つ目が「自由資本 (free resource)¹⁴⁾／債務 (public liabilities、偶発債務含む)」であり、これは10倍未満が目安とされたという。2つ目が「流動資産 (quick asset)／預金 (deposit)」であり、流動資産が3分の1以上であることが目安とされていたという。3つ目が「流動資産／引受済み手形 (acceptance)」であり、流動資産が少なくとも手形の5分の1以上であることが目安とされていたようである。4つ目が「自由資本 (free resource)／引受済み手形」であり、手形が自由資本の4倍を超えないことが目安とされていた。このうち1つ目と4つ目が自己資本に関連する指標であり、2つ目と3つ目が流動性に関する指標である。これらに対し、銀行業

界からは、流動資産に関連する指標について批判が寄せられ、また「自由資本／債務」についても10倍未満を満たす銀行は皆無であり、さらに自己資本と流動性の両方を満たす困難さから、柔軟な対応への要望もあった。75年基準が自己資本と流動性の両立を求める一方で、詳細な内容にできなかった背景が透けて見える。

銀行監督の権限と自己資本比率規制の導入と関係性について、“Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System”から最後にもう1点だけ考察しておきたいことがある。それはイングランド銀行に銀行への監督権限を付与するに際して、国際金融市場としてのロンドンにおける銀行監督をどのようにとらえていたか、という点である。“Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System”に収められた1975年4月9日付のイングランド銀行からの書簡には、「ロンドンは世界の銀行の首都（banking capital）であり、開放的で、柔軟で、独特な銀行規制のシステムは他の国々がうらやむ安全性を金融システムに与えていると認知されている。実際、ほとんどの国々はこの分野でリーダーシップをロンドンに求めている」としている¹⁵⁾。その根拠として以下のようなことを列挙している。

- ・他のすべての国々は銀行の所在に関する我々のガイドラインを受け入れている。
- ・他の国は外国為替業務のコントロールに関する改善提案の面で我々の主導に従っている。
- ・他のG10国は国際的な監督に関する最初の公式会議での主導役を我々に求めている。
- ・他のEEC諸国の監督機関のほとんどは我々の柔軟な監督手法の適用を歓迎している。
- ・他の国々、とりわけドイツは我々の協調手法を適用している。
- ・アメリカのすべての規制当局は金融システムの厳格な統制から脱し、我々の柔軟で個別的な手法を適用する傾向にある。

のちのバーゼル銀行監督委員会において、少なくとも当初はイギリスが主導的な役割を果たした点については、渡部（2012）でも触れている通りである。その背景にはやはりロンドンという世界屈指の国際金融市場を有し、国際的な銀行業務に対する規制や監督のルール作りにおいて主導的な役割を担う責任と能力を持っている、という自負があったのである。もちろん、バーゼルⅠの制定にあたっては永久劣後債を自己資本に組み込む、という自国の金融機関に不利とならないようなルールを盛り込んでいる面は否定できない。しかしながら一方で、バーゼルⅠをいち早く、かつ合意内容よりも厳しい内容で国内基準として適用するなど、やはり主導的な役割を果たす責任を負っていたのであろう。

4.3 銀行部門の自己資本比率とインフレ率との国際比較

本項ではイングランド銀行内のInternational Divisionが自己資本比率規制の導入に際して、どのような形で関わっていたのかを検証する¹⁶⁾。前項でみたとおり、イギリスは国際的な金融

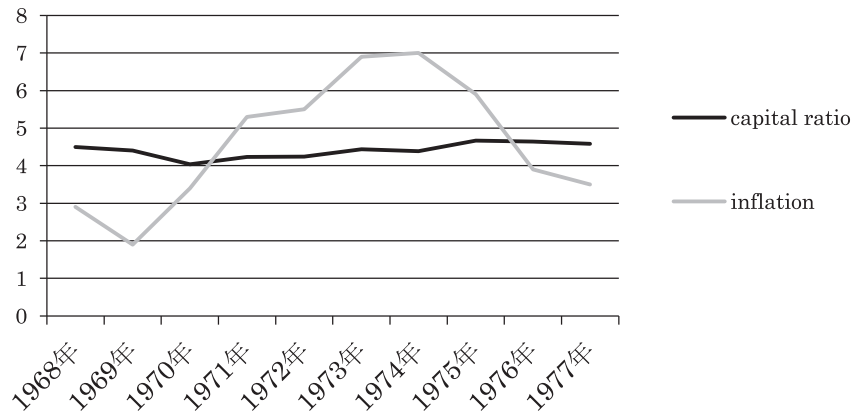
規制監督に関するルール作りに積極的であった。しかしながら、80年基準を導入しようという時期に International Division が調査した内容は、各国のインフレ率と銀行の自己資本比率に関する国際比較であった。結論から述べると、北野（2007a）や北野（2007b）においてイギリスの自己資本比率規制がインフレ抑制策として導入された可能性が高いことを指摘したが、それを裏付ける議論がなされていた、ということである。

まず International Division での議論を考察する前に、75年基準が導入されて以降、80年基準が導入される前の時期にまとめられた“International Discussion Papers: Capitalisation”について考察する¹⁷⁾。“International Discussion Papers: Capitalisation”では当時の42か国の自己資本比率規制の導入状況について考察しており、他国から学びながら自己資本比率規制を導入しようとしていたことがわかる。さらに自己資本比率規制に関する理論的な根拠については、当初は一般公開の対象外であったIMFのペーパーであるBrock（1978）を参考にしていたようである¹⁸⁾。Brock（1978）は銀行自己資本の役割として、固定資産のカバー、損失の吸収、倒産の回避、預金者保護、金融政策の手段、という5つを挙げている。このうち金融政策の手段として機能する点については、「自己資本充実要求は、当初預金者保護のために課されていた現金準備と同様に、金融政策の手段として進化するかもしれない」（Brock（1978），p. 9）としている。またこれを受けての動きではないかと思われるが、イングランド銀行内では1979年5月から“The Small Monetary Model”を構築する動きがあった。このモデルは試行錯誤を重ねる中で1980年にNDL（non deposit liabilities of the banking sector）をモデルに取り込むに至っている。

そして、イングランド銀行の International Division は80年基準の導入前の期間に、アメリカ、ドイツ、スイスなどの銀行の自己資本比率とインフレ率との関係について、1964年から1977年の期間で調査を行っていた。当時の問題意識としてインフレが進行する中で、（1）銀行の資産の増加が負債よりも緩やかで、（2）そのため利ざやも低下し、（3）他方で業務コストも増加している、という3つの観点から、銀行の自己資本比率と収益性の低下が同時に起きている、というものがあった。そして調査データから、銀行の自己資本比率の低下傾向がほとんどみられないドイツとスイスがインフレ率の低下に成功しており（図5および図6）、同様にアメリカにおいても自己資本比率を引き上げた1975-76年にインフレ率が低下した（図7）、としている。逆に自己資本比率の低下がみられた1970年代半ばのイギリスにおいては最も高いインフレ率を記録した（図8）、と指摘している。

しかしながら実際に図5から図8に示された各国の数値を確認してみると、自己資本比率とインフレ率との関係を指摘するのは、やや強引と言わざるを得ない¹⁹⁾。International Division も銀行危機は歴史的には長期的な循環の不安定な時期に起こり、銀行の倒産は銀行システムに対する大衆の信頼の喪失から生じており、こうした銀行倒産において銀行資本の水準は重要な要素とはみなされてこなかった、と指摘している。そのうえで、International Division は銀

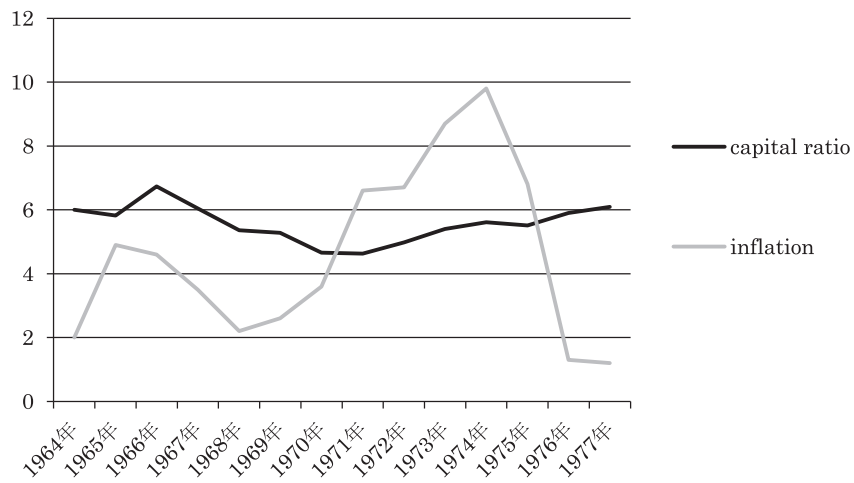
図5 ドイツにおける銀行の自己資本比率とインフレ率の推移



注) 自己資本比率は主要銀行におけるバランスシート上の単純な比率である。

出所) “International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System” 内のデータより筆者作成。

図6 スイスにおける自己資本比率とインフレ率の推移

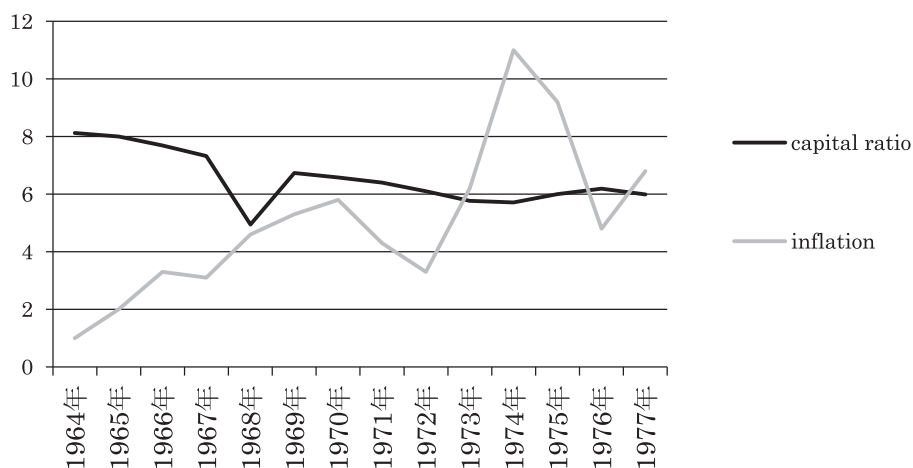


注) 自己資本比率は主要銀行におけるバランスシート上の単純な比率である。

出所) “International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System” 内のデータより筆者作成。

行の自己資本比率とインフレ率との因果関係については明言せずに、高いインフレ率と低い自己資本比率および低い収益率がもたらす悪循環を断ち切る意味で、自己資本充実が求められることを結論付けている。

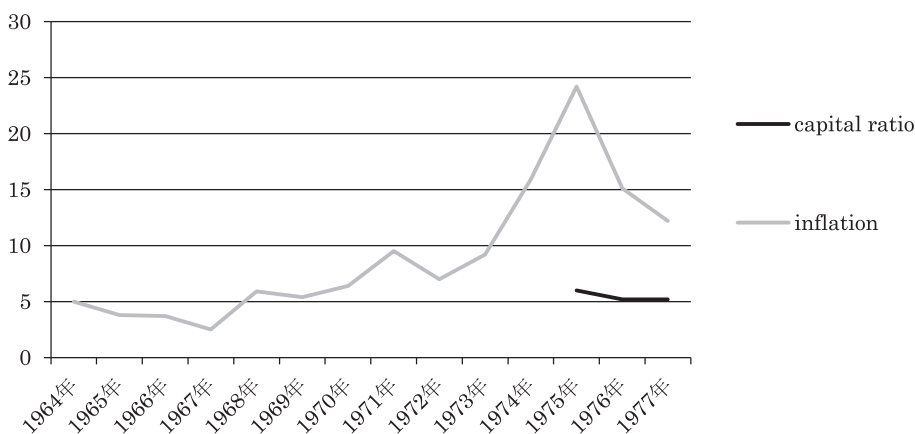
図7 アメリカにおける自己資本比率とインフレ率の推移



注) 自己資本比率は主要銀行におけるバランスシート上の単純な比率である。

出所) “International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System” 内のデータより筆者作成。

図8 イギリスにおける自己資本比率とインフレ率の推移



注) 自己資本比率は主要銀行におけるバランスシート上の単純な比率である。

出所) “International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System” 内のデータより筆者作成。

4.4 アーカイブ資料に基づく自己資本比率規制の導入過程

本節ではイングランド銀行のアーカイブ資料に基づいて、当時の非公開資料などから自己資本比率規制の導入過程を検証した。そして、イギリスでは第二銀行危機を経て、第二銀行を銀行と位置付けてイングランド銀行による規制監督対象とする過程で、自己資本比率規制が導入されたことを確認できた。また世界屈指の国際金融市場であるロンドンを有するイギリスが国

際的な金融規制監督において主導的な役割を期待され、またその役割を担う能力と責任を自負していたことが背景としてあった。一方で当時の先進国の中でも比較的高いインフレ率に悩まされ、自己資本比率規制を金融政策の手段として位置づけようとしていたことも確認できた。

それではこうしたイギリスにおける自己資本比率規制の導入過程から何が言えるのであろうか。一つは金融自由化が進む中で、自己資本比率規制が既存の金融機関とは異なる金融業者を捕捉し、規制監督対象とする手段として生み出された、ということである。バーゼルⅡへと至る金融危機前の自己資本比率規制の見直し議論は、リスク計測の精緻化が中心であったが、金融危機後はシャドー・バンキングの問題が重要な課題として浮上した。自己資本比率規制においては、適用対象を絶えず見直していくという対応が非常に重要であることが示唆される。

それでは、もう一つの金融政策の手段としての自己資本比率規制という論点については、どのように考えれば良いのであろうか。通常の金融調節の対象となる中央銀行預け金と異なり、自己資本は機動的に増減させられる対象ではない。そういう意味では物価もしくは景気の安定策として自己資本比率規制を積極的に活用することは現実的ではないことになる。ただし、短期的な自己資本比率の調整は困難であっても、中長期的なスパンで金融機関に対し適切な自己資本を求めることは可能である²⁰⁾。また当時の望ましくない高いインフレ率と、銀行の低い自己資本比率および収益率との悪循環を断ち切るために自己資本充実が求められたという議論は、状況こそ真逆であるが、適切な自己資本水準を設定することで、好ましくないデフレ傾向や、低金利下での低い利ザヤ²¹⁾との悪循環を断ち切る端緒になるのかもしれない。

5 むすびにかえて

本稿ではここまで自己資本比率規制の導入過程に関する先行研究をおさえつつ、イギリスにおける自己資本比率規制の導入経緯とその背景について検証してきた。バーゼル合意の成立に至る過程で、イギリスは永久劣後債を自己資本に組み入れるなど自国の利益を優先させた一方で、イギリスにおける自己資本比率規制は高いインフレ率と、銀行の自己資本比率と収益性の低さという悪循環を背景として導入されていた。また世界屈指の国際金融市場であるロンドンを有する責任と能力に対する自負も背景としてあった。さらに当時の伝統的な銀行と一線を画していた金融業者が、第二銀行危機を引き起こしたことも自己資本比率規制導入の背景として指摘できた。これらの歴史的な事実、今次の金融危機が金融のグローバル化とシャドー・バンキング・システムを背景としていたことを鑑みると、自己資本比率規制の強化に関する現在の議論にも有益な示唆を与えている。つまり、当時のイギリスにおける金融構造の変化に対応するための規制監督の手段として、自己資本比率規制が求められたということである。銀行に自己資本充実を要求するという大枠を変える必要はないと思われるが、現在の金融構造にふさわしい自己資本比率規制について、ゼロベースで見直すことが求められているのかもしれない。

もちろん 40 年近く前のイギリスの状況や議論を、安易に現在の状況に当てはめて考えるこ

とには慎重であらねばならない。現在の金融構造の下での自己資本比率規制を考える上で、本稿が持つインプリケーションも限定的と言わざるを得ないであろう。またイングランド銀行のアーカイブ資料については、細かな論点を紹介できておらず、結果的に当時のイギリスの金融関係者にとっての主要な関心事が抜け落ちている可能性も否定できない²²⁾。こうした点は今後の課題としつつ、本稿が現代的な自己資本比率規制の源流を考える一助となっていれば幸いである。

注

- 1) 自己資本比率規制とソブリンリスクの関係については、北野（2016）を参照されたい。
- 2) パーゼル I において OECD 諸国の国債のリスクウェイトが 0 % とされたのに対し、非 OECD 諸国の国債については自国でない場合にリスクウェイトを課されていたことは、先進国よりも途上国の問題を重要視していた証左であろう。
- 3) 1987 年 1 月に自己資本比率規制に関する米英合意が成立した後、同年 7 月に EC も永久劣後債を自己資本として認めた。
- 4) 本項の内容は北野（2007a）、北野（2010）、および北野（2016）の内容に基づいている。
- 5) 以下の考察においては Hills *et. al.*（2014）のデータに依拠するが、データの年代的な範囲にバラつきがあるため、1963 年から 1993 年を考察の対象とする。
- 6) 並行市場の発展に関する詳細については、Wadsworth（1973）を参照されたい。
- 7) 並行市場、第二銀行危機、および 75 年基準との関係については、北野（2007a）を参照されたい。
- 8) 近年の対 GDP 比でみた政府部門予算のピークは 2009 年の 48.5% である。
- 9) むろん筆者はその他にも 75 年基準や 80 年基準の導入に関する資料を収集した。しかしながら、紙幅の制約もあり、また議論が散漫にならないように本稿では表 2 の資料を中心に論じる。
- 10) なお前節において、自己資本比率規制導入の背景として、政府部門の肥大化を指摘したが、直接的な関連資料を見つけることはできなかった。しかしながら、当時のイングランド銀行がインフレ抑制のためにマネーストックの伸びを抑制しようとしていたこと、また 1970 年代後半以降におけるマネーストックの増加要因として PSBR を問題視していたことは、周知の事実である。詳細については北野（2007a）を参照されたい。いずれにせよ、本稿においては政府部門の肥大化の問題は、インフレとの関係に含まれるものととらえておく。
- 11) 本項の内容は主に“Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System”に基づいて検証しつつ、他の資料についても適宜紹介しながら補足する。なお“Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System”は 1973 年 8 月 29 日から 1979 年 1 月 19 日までイングランド銀行や当時の大蔵省などの間で交わされた非公開の書簡などをまとめたファイルである。
- 12) 第二銀行危機の当時、第二銀行の監督に責任を負っていたのは、産業省である。
- 13) 既述のとおり、“Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System”では最低所要自己資本を設定しない点について、どちらかというと小さな金融機関への配慮が強調されているようにみえる。しかしながら、公表された 80 年基準では、むしろ規模の大きい金融機関は資産の分散もなされており、少ない自己資本で済むことを強調している。“Review of Banking Statistics”においても自己資本比率については個別金融機関とのディスカッションで決定する旨が記されている。
- 14) 自由資本とは当時の独特の表現であるが、ほぼ自己資本のことである。
- 15) “Banks and Bankers: Service”においてもイギリスの金融市場に関する記述や、自由化への対応に

関する記述がある。

- 16) 本項の内容は、主に “International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System” に基づきながら、適宜他の資料で捕捉する。なお “International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System” は 1980 年 1 月 11 日から 1980 年 9 月 25 日にかけての内部資料である。80 年基準が 1980 年 9 月 5 日に公表されているため、その前後に議論された内容である。
- 17) 1976 年から 1979 年にかけての自己資本比率規制に関する議論をまとめたファイルである。
- 18) “International Discussion Papers: Capitalisation” 内に収められていた Brock (1978) には表紙に “NOT FOR PUBLIC USE” と書かれているが、現在はウェブ上でも読める。
- 19) ただし、単純な自己資本比率とインフレ率との関係についての結論は強引であるが、少し見方を変えたと International Division の指摘もあながち間違いではない。それは当時においてドイツとスイスは既にリスクウェイト方式の自己資本比率規制を導入していたが、アメリカとイギリスはまだ導入していなかった、という違いである。この点について、International Division のデータを用いて分析したところ、リスクウェイト方式の採用国であるドイツ・スイスと、非採用国であるアメリカ・イギリスのインフレ率には 5% 水準で有意な差があった。

表 リスクウェイト方式の採否とインフレ率

	度数	平均インフレ率	標準誤差
非採用国	28	7.0179	.94535
採用国	24	4.6125	.47725

注) 非採用国のデータはアメリカとイギリス（ともに 1964–1977 年）、採用国のデータはドイツ（1968–1977 年）とスイス（1964–1977 年）である。

- 20) Atlunbas *et. al.* (2007) は 1992 年から 2000 年のヨーロッパの銀行のデータに基づいて、銀行の自己資本の水準と銀行によるリスクテークに関連性がなく、銀行の自己資本水準は監督当局の意に沿ったものであったと主張している。言い換えれば、規制監督当局が銀行の自己資本水準をコントロール可能ということの意味する。
- 21) 金融機関、特に大手銀行が業務を多角化していくなかで、今次金融危機の原因となったハイリスクな取引を行うようになった背景には、グローバル化や情報化などさまざまな要因が考えられる。しかしながら、本質的には本業であるはずの伝統的な預貸業務の衰退が原因であろう。このような伝統的な預貸業務の収益性の低下と、業務の多角化との関係はイギリスだけに限ったことではなく、アメリカなどでも見られる。アメリカにおける金融構造の変化と、金融業との関係については、青山（2006）を参照されたい。
- 22) たとえば今回、紹介した資料の中でも永久劣後債については、イングランド銀行、大蔵省、金融業界の間でかなり多くのやり取りがなされていた。永久劣後債が自己資本比率規制上の自己資本とされた背景については Bank of England (1986) で公表されており、また北野（2010）でも紹介済みのため、今回は詳細を省いたが、稿を別にして検証してみたい。

参考文献：

- 青山和司（2006）「アメリカの金融システム」、信用理論研究会（編）『現代金融と信用理論』第 1 章第 1 節、14–22 ページ。
- 鹿兒嶋治利（2000）「自己資本比率規制に関する一考察」、『商学論纂』、中央大学商学研究会、第 42 巻第 1・

- 2号、1-44頁。
- 北野友士（2007a）「銀行規制における自己資本比率規制の位置付け—イギリスを事例として—」、『経営研究』、第58巻第2号、129-153ページ。
- （2007b）「銀行業の発展と銀行自己資本の意義—イギリスを事例として—」、『経営研究』、第58巻第3号、55-73ページ。
- （2010）「イギリスにおける自己資本比率規制の展開—80年基準からバーゼル合意の適用まで—」、『証券経済学会年報』、第45号、67-78ページ。
- （2016）「ソブリンリスクに対する自己資本比率規制の対応と影響—イギリスの経験から—」、『証券経済学会年報』、第51号、35-47ページ。
- 鳥畑与一（1995）「米国国際銀行貸出監督法とバーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制の展開」、『法経研究』、第43巻第4号、160-202ページ。
- 氷見野良三（2005）『[検証]BIS規制と日本〈第2版〉』金融財政事情研究会。
- 山村延郎・三田村智（2005）「ドイツ・リテール金融業務における自己資本比率規制とリレーションシップ・バンキングの意義」、『FSAリサーチ・レビュー2005』、第2号、29-58ページ。
- 渡部訓（2012）『バーゼルプロセス—金融システム安定への調整』、蒼天社出版。
- Atlunbas, Y., S. Carbo, E. P.M. Gardener, and P. Molyneux（2007）, “Examining the Relationships between Capital, Risk and Efficiency in European Banking,” *European Financial Management*, Vol. 13, No. 1, pp. 49-70.
- Bank of England（1975）, “The capital and liquidity adequacy of banks,” *Bank of England Quarterly Bulletin*, Vol. 15, No. 3, September, pp. 240-243.
- （1980）, “The measurement of Capital,” *Bank of England Quarterly Bulletin*, Vol. 20, No. 3, September, pp. 324-330.
- （1988）, “Implementation of the Basle Convergence Agreement in the United Kingdom”, (BSD/1988/3), October.
- Bank of England Archive, “Banking Act: Discussions on Proposed Regulatory System,” 7A204/1.
- , “Banks and Bankers: Service,” 7A116.
- , “International Division Files: Capital Adequacy of the World Banking System,” 6A229/1.
- , “International Discussion Papers: Capitalism,” 8A162/1.
- , “The Small Monetary Model,” 6A160/2.
- , “Review of Banking Statistics,” 13A125.
- Brock, K. S.（1978）, “Capital Requirement for Commercial Banks: A Survey of the Issues,” DM/77/127.
- Kapstein, E. B.（1991）, “Supervising international banks: origins and implications of the Basle Accord,” *Essays in International finance*, No. 185, Princeton University, New Jersey.
- Hills, S., R. Thomas, and N. Dimsdale（2010）, “The UK recession in context – what do three centuries of data tell us?” *Bank of England Quarterly Bulletin*, Vol. 50, No. 4, pp. 277-291.
- Wadsworth, J. E.（1973）, *The Banks and the Monetary System in the UK 1959-1971*, Butler & Tanner Ltd, London.

Review of the Process to Introduce Capital Adequacy in the U.K.: Based on Primary Sources from the Bank of England Archive

Yuji Kitano

Summary

This article reviews the process to introduce capital adequacy in the U.K. The British financial structure changed immensely in the 1960s–1970s. The change resulted in the secondary banking crisis, high rate of inflation, and expansion of the public sector budget. This situation provided the background to introduce the capital requirements for banks in the U.K., for example “the capital and liquidity adequacy in banks” in 1975 or “the measurement of capital” in 1980. According to primary sources from the Bank of England Archive, the Bank and /or the HM Treasury expected the new capital standard for the banks to play two main roles. One was that a standard should not only regulate and supervise the London Clearing banks (so called primary banks) but also the secondary banks. The other was that a standard should be a measure to control the rate of inflation. Therefore, the introduction or reinforcement of capital adequacy must be consistent when transforming the financial structure.